

## 申請書で多く見られる記入間違いについて （お知らせ）

日本博物館協会では、博物館感染症防止対策事業申請書の受付を行っておりますが、共通した記入間違いが多く見受けられます。

以下に代表的なものにつき記載いたしますので、申請書を出される前に今一度ご確認くださいませようお願いします。

### 1. 公立博物館の申請者 （様式 1、5）

公立博物館の設置者は行政の長（知事、市長、区長、町長等）です。行政の長の名前で公印捺印の上、提出してください。

### 2. 補助金申請額について （様式 1、3、4）

交付要望額は各事業合計額の千円未満は切り捨てとなります。千円未満の端数が出る場合は、自己負担金で計上してください。（記入要領 様式 3 ④参照のこと。）

ただし様式4は端数処理必要ありません。品目ごとに補助要望額と自己負担額で折半してください。様式4の事業ごとの補助合計額はそのままの数字で構いません。（様式3に書き移す際に千円未満は切り捨ててください）

### 3. サーモグラフィーの購入について

最長6ヶ月のレンタル・リース料金（複数社から見積書取得のこと）と購入金額の比較の上、購入金額が廉価な場合のみ購入が可能です。（ただし、審査があります）「体温検知カメラはリース（3～5年）よりも購入する方がトータル的に安価であることから購入する。」と購入理由を記載した例を多数みかけましたが、補助金対象期間が6ヶ月間であることを忘れないでください。（見積り比較の例は別紙を参照してください）

### 4. 除菌・検温作業のための専従スタッフの臨時的雇用

感染防止事業の対象は、衛生面の対策にとって必要な物品等の確保に限られます。臨時スタッフの人件費は含まれていません。

### 5. 感染防止事業に該当しない物品について（例示）

以下のような物品は感染防止事業以外にも使用可能な物品のため該当しません。

- ・ 場内整理用パーティションポール
- ・ 入館者数確認のためのカウンター